浜松試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア浜松）	賃貸用施設	土地、建物、構築物	静岡県浜松市	
伊丹試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア伊丹）	賃貸用施設	土地、建物、構築物	兵庫県伊丹市	
八戸試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア八戸）	賃貸用施設	土地、建物、構築物	青森県八戸市	

⑵　使用しないという決定を行った経緯及び理由

名　　称	理　　由
多治見中心市街地都市型産業基盤施設（たじみ創造館）	中心市街地都市型産業基盤施設については、平成25年12月16日に政策評価・独立行政法人評価委員会において示された「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」において、地方自治体等への売却又は移管を図ることとされておりました。 これを受け、平成27事業年度において関係機関との調整を経て使用しない決定に至ったものであります。
三鷹中心市街地都市型産業基盤施設（三鷹産業プラザ）	同上
熊本試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア熊本）	試作開発型事業促進施設については、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における各独立行政法人について講ずべき措置において、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図ることとされておりました。 これを受け、平成27事業年度において関係機関との調整を経て使用しない決定に至ったものであります。
堺試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア堺）	同上
東広島試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア東広島）	同上
四日市試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア四日市）	同上
岡山試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア岡山）	同上
浜松試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア浜松）	同上
伊丹試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア伊丹）	同上
八戸試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア八戸）	同上

Ⅲ　重要な債務負担行為

１．一般勘定

⑴　投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う義務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、103,840,425,564円であります。

⑵　中小小売・流通等合理化促進事業に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、4,845,945,616円であります。

⑶　企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,285,417,928円であります。

⑷　新ジェグテックに係わるインフラ構築及びＷＥＢアプリケーション開発業務に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、109,112,400円であります。

２．小規模企業共済勘定

小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済システムに係る資産の棚卸、マスタファイル整備等請負業務契約について、翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は476,796,530円であります。

３．中小企業倒産防止共済勘定

小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済システムに係る資産の棚卸、マスタファイル整備等請負業務契約について、翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は302,664,856円であります。

Ⅳ　重要な後発事象

平成28年熊本地震

平成28年４月16日に発生した平成28年熊本地震による人的被害はありません。また、建物及び構築物などの有形固定資産への重大な被害はありません。

この地震により被害を受けた当機構の貸付先や出資先等の状況が、今後当機構の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響額についての算定は困難であります。

Ⅴ　固有の表示科目の内容

１．特定事業者復興支援施設

東日本大震災の復旧・復興支援のために行う被災地域産業地区再整備事業にて設置された特定事業者復興支援施設（仮設施設）が完成した際に、当該施設の完成に要した額をたな卸資産として整理しております。

２．特定事業者復興支援施設整備費

特定事業者復興支援施設を譲渡する際に、当該施設の完成に要した費用を経常費用として整理しております。

３．代理店勘定

当該事業年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、当機構において収納未済となっているものを整理しております。

Ⅵ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

繊維関連業務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「機構法」という。）附則第10条第３項の規定により、すべての求償権の回収及び償却を終えたことから、繊維信用基金を廃止しました。

なお、機構法附則第10条第４項の規定により、繊維信用基金を廃止する際に、出えん金の返還を行った後における当該基金に属する資産の価額が負債の金額を上回る差額に相当する金額のうち経済産業大臣から通知された納付金額については、国庫に納付することとなります。